

## 橿原市告示第55号

橿原市ソーラーシステム等の設置基準に関する要綱を次のように定める。

平成26年4月1日

橿原市長 森下 豊

### 橿原市ソーラーシステム等の設置基準に関する要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、ソーラーシステム等(太陽光を利用した発電を行うシステムをいい、太陽熱温水器を含むものとする。以下同じ。)の設置に関する基準を定め、良好な景観形成に寄与することを目的とする。

#### (禁止区域)

第2条 ソーラーシステム等(第3号に規定する区域においては、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号。以下「古都保存法」という。)第7条第1項の規定に基づく届出が必要な規模のものに限る。)の屋根への設置が禁止される区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 風致地区のうち菖蒲池古墳風致地区並びに橿原市風致保全方針によるゾーン1、ゾーン2、ゾーン3及びゾーン6の区域
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第2項の規定により指定された特別史跡藤原宮跡及び特別史跡本薬師寺跡の区域
- (3) 古都保存法による大和三山歴史的風土保存区域のうち別に定める区域
- (4) 今井町伝統的建造物群保存地区の区域

#### (設置基準)

第3条 ソーラーシステム等(第2号及び第3号に規定する区域においては、橿原市景観条例(平成18年橿原市条例第30号)に定める届出の必要な規模のものに限る。)の屋根への設置基準については、次の各号に定める区域において、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に定める禁止区域を除いた風致地区、大和三山歴史的風土保存区域及び橿原市景観計画による周辺景観保全エリア及び神宮・飛鳥沿道景観保全エリア並びに奈良県自然環境保全条例による貝吹山景観保全地区
  - ア 周辺の景観と著しく不調和にならないもので、原則として屋根材として屋根の一部を形成しているもの(以下「屋根材一体型」という。)とすること。
  - イ やむを得ず既設の屋根に設置する場合は、厚みが少なく屋根と一体的に見えるも

のとすること。

ウ パネルの色は、光沢を抑えた黒色、濃紺色又は濃灰色とすること。

エ 外枠（カバー）の色は、黒色を基調とすること。

オ 勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しがないように設置し、かつ、屋根との間に隙間が生じないようにできるだけ密着させること。

カ 陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部ができるだけ低くなるようにし、パラペットを超える場合は、目隠し等の修景を図ること。

(2) 橿原市景観計画による遠望景観保全エリア、自然風致保全エリア及び田園・住宅地エリアのうち別に定める区域

ア 厚みが少なく屋根と一体的に見えるものとすること。

イ パネルの色は、光沢を抑えた黒色、濃紺色又は濃灰色とすること。

ウ 外枠（カバー）の色は、黒色を基調とすること。

エ 勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置し、かつ、屋根との間に隙間が生じないようにできるだけ密着させること。

オ 陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできるだけ低くし、パラペットを超える場合は、目隠し等の修景を図ること。

(3) 前2号以外の区域

ア 勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置し、かつ、屋根との間に隙間が生じないようにできるだけ密着させること。

イ パネルの色は、光沢を抑えた明度・彩度の低い色とすること。

2 ソーラーシステム等の地上への設置基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 風致地区、大和三山歴史的風土特別保存地区、橿原市景観計画による周辺景観保全エリア、神宮・飛鳥沿道景観保全エリア、特別史跡の区域及び貝吹山景観保全地区において、パネルの色は、光沢を抑えた黒色、濃紺色又は濃灰色とすること。

(2) 景観計画区域において、設置面積が1000平方メートル以上の場合は、景観法に基づく届出を行い、パネルの色は、光沢を抑えた黒色、濃紺色又は濃灰色とすること。

(3) 架台及び外枠（カバー）の色は、黒色を基調とすること。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（令和4年2月17日告示第54号）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。